



海老澤プレミアム  
**2ND**  
インプット講座

記述センス体得編  
【ガイダンス】



解説書  
商業登記

**辰巳法律研究所**

Tokyo/Yokohama/Nagoya/Osaka/Kyoto/Fukuoka  
WEB スクール : <https://tatsumi-ws.com/>

<http://www.tatsumi.co.jp/>



問 題 司法書士法務一郎は、平成31年1月20日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙1から3の書類の交付を受け、別紙4のとおり事情を聴取しその他の必要書類の交付を受けた。司法書士法務一郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、東京商事株式会社の代表取締役は必要な登記申請書の作成及び登記申請の代理を司法書士法務一郎に依頼した。司法書士法務一郎が当該依頼に基づいて本店の所在地において登記の申請をする際の、登記所に提出する申請書に記載すべき事項のうち必要事項を答案用紙第1欄に記載しなさい。

また、平成31年1月20日の依頼に基づく登記完了後、司法書士法務一郎は、平成31年2月10日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、同日交付を受けた東京商事株式会社の登記事項証明書及び別紙5及び6の書類の交付を受け、別紙7のとおり事情を聴取しその他の必要書類の交付を受けた。司法書士法務一郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、東京商事株式会社の代表取締役は必要な登記申請書の作成及び登記申請の代理を司法書士法務一郎に依頼した。司法書士法務一郎が当該依頼に基づいて本店の所在地において登記の申請をする際の、登記所に提出する申請書に記載すべき事項のうち必要事項を答案用紙第2欄に記載しなさい。

(答案作成上の注意事項)

- 1 東京商事株式会社においては、明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、(中略)、(省略)又は(以下省略)と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記の申請書に添付すべき書面は、問題文に特段の記載がない限り、すべて整えられており、議事録には、所要の記名押印がされているものとする。
- 4 登記の申請書に添付すべき書面について他の書面を援用することができることが明らかなきは、これを援用しなければならない。
- 5 登記の申請書に添付を要しない書面については、解答欄に記載してはならない。
- 6 東京商事株式会社では代表取締役として選定される者は選定とあわせて登記所に印鑑を提出しているものとする。

別紙1

登記事項証明書の内容の抜粋

会社法人等番号	0100-01-000365
商号	東京商事株式会社
本店	東京都千代田区西神田二丁目2番2号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成29年4月1日
目的	1 O A 器機の販売 2 前号に付帯する一切の事業
発行可能株式総数	400 株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100 株 82 株 平成30年6月12日変更
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役 甲野一郎 取締役 乙野次郎 取締役 丙野三郎 取締役 丁野四郎 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎 東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号 代表取締役 甲野一郎 平成30年12月12日就任 <u>監査役 山崎進</u> 平成30年9月1日死亡 監査役 赤橋花子 平成30年9月12日就任 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
支店	1 東京都新宿区西新宿四丁目4番4号
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立

別紙2

平成31年1月4日取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

第1号議案 株式分割の件

議長は、下記の通り株式の分割をしたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

- 1 株式の分割により増加する株式の分割前の発行済株式に対する割合 0.4
- 2 基準日 平成31年1月19日
- 3 株式の分割がその効力を生じる日 平成31年1月19日

第2号議案 代表取締役の退任及び選定の件

議長は、取締役乙野次郎が発言を求めたのでこれを許したところ、乙野次郎は体調不良により本日代表取締役を辞任する旨の申し出をした。出席者全員がこれを了承した。

また、議長は後任の代表取締役を選定することを諮ったところ、出席取締役全員の一致をもって、次のとおり選定した。

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

代表取締役 丙野三郎

別紙 3

平成 31 年 1 月 10 日臨時株主総会の議事概要

株主総数	4 名
議決権を有する株主数	4 名
その議決権数	82 個
議決権を有する出席株主	3 名
その有する議決権数	72 個

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、下記の通り発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の定めを定款第 20 条の 2 として設けたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条の 2（発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）

当会社は、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式を発行する。

- 2 普通株式の発行可能種類株式総数は 300 株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株、第二種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株とする。
- 3 第一種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。
- 4 第二種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、定款第 20 条の株式譲渡制限の定めを下記のように変更したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条（株式の譲渡制限）

当会社の第一種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

- 2 当会社の第一種優先株式を当会社の株主が譲渡により取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。
- 3 第 1 項の承認は取締役会の決議によってする。

第 3 号議案 定款変更の件

議長は、定款第 32 条 2 項の監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを廃止したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

別紙 4

司法書士の聴取記録

- 1 平成 31 年 1 月 4 日における東京商事株式会社の株主及びその有する株式数は次の通りである。

甲野一郎	41 株
甲野花子	21 株
甲野与吉	10 株
甲野玲子	10 株
- 2 別紙 2 にかかる取締役会には取締役及び監査役が全員出席し、その終了後直ちに取締役会議事録が作成され、出席者全員が署名した。甲野一郎については署名のほか登記所届出印が押印されている。
- 3 別紙 2 第 2 号議案に関して、取締役会終了後、乙野次郎からは辞任届、丙野三郎からは就任承諾書が提出された。これらの書面には、同人らの氏名及び住所の記載があり署名押印（市区町村登録印）がされている。
- 4 別紙 3 にかかる株主総会は、甲野一郎が議長を務め取締役全員が出席した。当該株主総会終了後直ちにその議事録が作成され、議長並びに出席取締役が署名した。
- 5 東京商事株式会社は、平成 30 年 12 月 12 日に、代表取締役の員数を 2 名とする旨の定款変更決議を行った。
- 6 東京商事株式会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

別紙 5

平成 31 年 2 月 5 日臨時株主総会の議事概要

(議決権を有する株主全員出席)

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、下記の通り定款第 20 条の株式譲渡制限の定めを下記のように変更したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条 (株式の譲渡制限)

当社の第一種優先株式及び第二種優先株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

- 2 当社の第一種優先株式を当社の株主が譲渡により取得する場合には、当社の承認があったものとみなす。
- 3 第 1 項の承認は取締役会の決議によってする。

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、下記の通り発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の定めである定款第 20 条の 2 を変更したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条の 2 (発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

当社は、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式を発行する。

- 2 普通株式の発行可能種類株式総数は 300 株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株、第二種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株とする。
- 3 第一種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。
- 4 第二種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。
- 5 普通株式を有する株主により構成される種類株主総会においては、取締役を 4 名選任できる。第一種優先株式を有する株主により構成される種類株主総会及び第二種優先株式を有する株主により構成される種類株主総会においては、取締役を選任することができない。

第 3 号議案 第一種優先株式の優先配当額の件

議長は、来月第一種優先株式を発行する予定である旨を述べ、その優先配当額を金 5000 円



としたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

#### 第4号議案 監査役選任の件

議長は、監査役赤橋花子が死亡した旨を報告し、その後任者を選任する必要がある旨を述べたところ、議場より当会社の子会社である新宿商事株式会社の取締役である白田雪子を推す旨の発言があり、その選任の可否を議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(以下省略)

別紙 6

平成 31 年 2 月 6 日取締役会の議事概要

丙野三郎を除く取締役及び監査役全員出席

第 1 号議案 代表取締役の解職の件

議長は、先月丙野三郎を代表取締役として選定したが、同人はその職務に耐え得ないことが明らかになったことから、同人につき代表取締役の職を解きたい旨を諮ったところ、出席取締役全員がこれを承認した。

第 2 号議案 代表取締役の選定の件

議長は、代表取締役を選定したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、出席取締役の全員一致をもって、次のとおり選定した。

なお、被選定者は、直ちに就任を承諾した。

東京都新宿区本塩町四丁目 4 番 4 号

代表取締役 丁野四郎

別紙 7

司法書士の聴取記録

- 1 別紙 5 にかかる株主総会は、甲野一郎が議長を務め取締役全員が出席した。当該株主総会終了後直ちにその議事録が作成され、議長並びに出席取締役が署名した。
- 2 平成 31 年 1 月 27 日に監査役赤橋花子が死亡した旨の届出書が、同人の家族から同月 31 日に会社に提出された。
- 3 別紙 5 第 4 号議案に関して、白田雪子から決議後就任承諾書が提出された。当該就任承諾書には、白田雪子の氏名及び住所の記載があり同人の署名がある。また、白田雪子は平成 31 年 2 月 6 日に新宿商事株式会社の取締役を辞任した。
- 4 別紙 6 にかかる取締役会は、甲野一郎が議長を務め取締役全員が出席した。当該取締役会終了後直ちにその議事録が作成され、出席者全員が署名押印（甲野一郎は登記所届出印、他の者は市区町村登録印）した。
- 5 別紙 6 第 2 号議案に関して、丁野四郎から決議後就任承諾書が提出された。当該就任承諾書には、丁野四郎の氏名及び住所の記載があり同人の署名がある。

記述センス  
ガイダンス  
(概要)

答案用紙 (その1)

受験 地

受験番号

氏 名

第1欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登記すべき事項】 (続き)

【登録免許税額】 (内訳の記載を要しない)

【添付書面の名称及び通数】



第 2 欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登記すべき事項】 (続き)

【登録免許税額】 (内訳の記載を要しない)

【添付書面の名称及び通数】

【解答例】

第1欄

【登記の事由】

株式分割

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定

代表取締役の変更

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

【登記すべき事項】

平成31年1月19日変更

発行済株式総数 114株

各種株式の数

普通株式 114株

平成31年1月10日設定

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 300株

第一種優先株式 50株

第二種優先株式 50株

第一種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年5000円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。

第二種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年5000円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。

平成31年1月4日代表取締役乙野次郎辞任

平成31年1月4日就任

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

代表取締役 丙野三郎

平成31年1月10日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

【登録免許税の額】(内訳の記載を要しない)

金4万円

## 【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1 通
取締役会議事録	1 通
辞任届	1 通
代表取締役の就任承諾書	1 通
印鑑証明書	2 通
委任状	1 通

## 第2欄

## 【登記の事由】

株式の譲渡制限に関する規定の変更  
 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更  
 代表取締役及び監査役の変更

## 【登記すべき事項】

平成31年2月5日変更

株式の譲渡制限に関する規定

当社の第一種優先株式及び第二種優先株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

当社の第一種優先株式を当社の株主が譲渡により取得する場合には、当社の承認があったものとみなす。

平成31年2月5日変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 300株

第一種優先株式 50株

第二種優先株式 50株

第一種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年5000円の剰余金の配当を受けるものとする。第二種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年5000円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。

第二種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年5000円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。

平成31年1月10日監査役赤橋花子退任

平成31年2月5日就任

監査役 白田雪子

平成31年2月6日就任

東京都新宿区本塩町四丁目4番4号

代表取締役 丁野四郎

【登録免許税の額】(内訳の記載を要しない)

金4万円

【添付書類の名称及び必要な通数】

株主総会議事録 1通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通

取締役会議事録 1通

代表取締役の就任の承諾を証する書面は取締役会議事録の記載を援用する

印鑑証明書 1通

監査役の就任承諾書 1通

監査役の本人確認証明書 1通

委任状 1通



## 【論 点】

1. 株式の分割による変更の登記
2. 代表取締役の退任の登記
3. 株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記
4. 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定の登記
5. 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記
6. 兼任禁止規定違反の監査役の就任登記
7. 権利義務監査役の死亡による退任登記
8. 権利義務代表取締役の解任

## 【解 説】

## 1. 株式の分割による変更の登記

## (1) 株式の分割による変更

株式の分割をするためには、その都度、

- ①分割の割合及び基準日
- ②分割の効力発生日
- ③種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

について、以下の機関において定めなければならない（会社法183条2項）。

- ・（非取締役会設置会社）株主総会（普通決議）
- ・（取締役会設置会社）取締役会の決議

## (2) 登録免許税

金3万円（登免法別表1.24.(1)ツ）

## (3) 添付書類

- ① 取締役会議事録（別紙2 商登法46条2項）
- ② 委任状（商登法18条）

## 2. 代表取締役の退任の登記

代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役（登記所に印鑑を提出した者に限る。以下この項において「代表取締役等」という。）の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない（商登規61条8項）。

本問においては、印鑑提出者である乙野次郎の押印は登記所に提出している印鑑ではないため、原則どおり市区町村長の作成した印鑑証明書を添付する。

### 3. 株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記

#### (1) 株式の譲渡制限に関する規定の変更 (別紙3 第2号議案, 別紙5 第1号議案)

株主総会の特別決議による定款の変更手続でよい (会社法 309 条 2 項 11 号, 466 条)。

ただし、公開会社となる時点において、変更後の発行可能株式総数が発行済株式の総数の 4 倍を超えることはできない (会社法 113 条 3 項 2 号)。

本問において、別紙3の第2号議案の時点においては、変更後の発行可能株式総数が発行済株式の総数の 4 倍を超えることになるので、株式の譲渡制限の定款の定めの変更の登記を申請することはできないが、別紙5の第1号議案の時点においては、変更後の発行可能株式総数が発行済株式の総数の 4 倍を超えることにならないので、株式の譲渡制限の定款の定めの変更の登記を申請することができる。

#### (2) 登録免許税

金 3 万円 (登免法別表 1. 24. (1) ツ)

#### (3) 添付書類

- ① 株主総会議事録 (別紙5 商登法 46 条 2 項)
- ② 株主リスト (商登規 61 条 3 項)
- ③ 委任状 (商登法 18 条)

### 4. 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定の登記

#### (1) 各種類の株式の内容の設定 (別紙3 第1号議案)

剰余金の配当について内容の異なる種類の種類株主が配当を受けることができる額その他法務省令で定める事項の全部又は一部については、当該種類の株式を初めて発行する時までに、株主総会 (取締役会設置会社においては、株主総会又は取締役会) の決議によって定める旨を定款で定めることができる。この場合においては、その内容の要綱を定款で定めなければならない (会社法 108 条 3 項)。そこで、株主総会の特別決議による定款の変更手続が必要となる (会社法 309 条 2 項 11 号, 466 条)。

そして、本問における決議は有効に決議要件を満たしている。よって、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定の登記の申請をすることになる。

#### (2) 登録免許税

金 3 万円 (登免法別表 1. 24. (1) ツ)

#### (3) 添付書類

- ① 株主総会議事録 (別紙3 商登法 46 条 2 項)
- ② 株主リスト (商登規 61 条 3 項)
- ③ 委任状 (商登法 18 条)

### 5. 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記

#### (1) 各種類の株式の内容の変更 (別紙5 第2号議案)

定款において種類株式の内容の要綱を定めた後、当該種類の株式を発行する時までに株主総会（取締役会設置会社にあつては、株主総会又は取締役会）の決議により具体的にその内容を定めた場合には、変更の登記を申請しなければならない。

そして、本間における決議は有効に決議要件を満たしている。よって、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記の申請をすることになる。

なお、種類株主総会において取締役又は監査役を選任することができる種類株式は、指名委員会等設置会社及び公開会社は発行することができないところ（会社法 108 条 1 項柱書ただし書、9 号）、本間会社は、当該決議時点では公開会社であるため（別紙 5 第 1 号議案参照）、当該種類株式を発行できないので、発行する各種類の株式の内容として登記申請することはできない。

## (2) 登録免許税

金 3 万円（登免法別表 1. 24. (1) ツ）

## (3) 添付書類

- ① 株主総会議事録（別紙 5 商登法 46 条 2 項）
- ② 株主リスト（商登規 61 条 3 項）
- ③ 委任状（商登法 18 条）

## 6. 兼任禁止規定違反の監査役の就任登記

兼任禁止規定は欠格事由ではないため、兼任禁止に当たる者を監査役に選任しても当該決議は無効となるものではない。ただし、兼任禁止に違反して就任した者は、前の職を辞任したものと解される。なお、監査役白田雪子は再任ではないので、本人確認証明書の添付が必要となる（商登規 61 条 7 項）。

## 7. 権利義務監査役の死亡による退任登記

(1) 監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めを廃止した場合には、定款変更の効力が生じた時に、監査役は任期満了により退任することになる（会社法 336 条 4 項 3 号）。もっとも、これにより監査役が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた監査役の員数が欠けた場合には、新たに選任された監査役が就任するまで、なお監査役としての権利義務を有する（会社法 346 条 1 項）。しかし、監査役としての権利義務を有する者も権利義務が解消した場合には本来の退任事由により退任登記をすることになる。この場合、退任の年月日は、死亡日ではなく過去における本来の任期満了又は辞任についての年月日を記載する（登研 325P. 73）。

監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めを廃止している（別紙 3 第 3 号議案）、定款変更の効力が生じた時に、監査役は任期満了により退任することになるが、監査役が欠けることになるため、退任した監査役は、なお監査役としての権利義務を有することになる。よって、退任登記は申請することができない。もっとも、その後、赤

橋花子は、死亡しているため、権利義務が解消するので、任期满了による監査役赤橋花子の退任登記を申請することとなる。

(2) 登録免許税

金 1 万円 (登免法別表 1. 24. (1) カ括弧書)

(3) 添付書類

- ① 株主総会議事録 (別紙 3 商登法 46 条 2 項)
- ② 委任状 (商登法 18 条)

## 8. 権利義務代表取締役の解任

代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する (会社法 351 条 1 項)。そして、権利義務代表取締役は解任することができず、解任の登記を申請することはできない (平元. 9. 5 民 4. 3520)。

本間において、丙野三郎は、権利義務代表取締役であるから、解任することはできない。よって、代表取締役丙野三郎の解任の登記は申請することはできない。







# あなたの熱意 辰巳の誠意

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F  
TEL092-726-5040 (代表)

岡山 校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335